

平成 20 年 6 月 3 日

## 「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」骨子への意見

地上デジタル放送普及対策検討会（40 道府県検討会）

会長 岩手県地域振興部 IT 推進課総括課長 桐田 教男

岩手県盛岡市内丸 10-1

電話：019-629-5313

e-mail：AB0006@pref.iwate.jp

地上放送のデジタル化にあたっては、国及び放送事業者の責務において、現行のアナログ放送時に視聴していた放送を、全ての世帯で良好に受信・視聴できることが必要であるとの認識のもと、当アクションプラン骨子についての意見を以下のとおり提出する。

### 1 第 1 章（3）地方公共団体の施設のデジタル化について

- ・ 各地域における工事の平準化等の観点から、地方公共団体の施設について早期のデジタル化改修が望まれているところであるが、デジタル化改修の計画策定にあたっては、各地方公共団体において整備財源の中長期的な検討が必要となるため、十分な策定期間を設けること。
- ・ 計画内容及び達成状況の公表については、内容及び時期について、地方公共団体の理解と合意を得た上で進めること。
- ・ 地方公共団体の施設のデジタル化を促進するため、デジタル化改修等に必要となる経費に対するの財政支援措置を検討すること。

### 2 第 2 章（3）地方公共団体の施設等による受信障害への対応について

- ・ 各地域における工事の平準化等の観点から、地方公共団体の施設について早期のデジタル化改修が望まれているところであるが、デジタル化改修の計画策定にあたっては、整備財源の中長期的な検討が必要となるため、十分な策定期間を設けること。
- ・ 計画内容及び達成状況の公表については、内容及び時期について、地方公共団体の理解と合意を得た上で進めること。
- ・ 住民の公平感を損なわないように、関係省庁が連携して、統一的な対応を図る体制を構築すること。
- ・ デジタル化対応に向けた調査、住民への周知説明については専門的な知識が求められることから、関係省庁が連携して相談体制を明確にすること。

### 3 第 4 章 悪質商法等対策について

- ・ 悪質商法・詐欺事象などについては、短期間で広範囲・多人数に被害が及ぶことが多いため、特に早急に、あらゆる関係者に、情報の共有・提供が図られるよう、体制を整えること。

#### 4 第5章 国民視聴者に対する周知広報の充実について

- ・ 地域住民を対象とした説明会や周知広報イベントの開催要望については、可能な限り対応すること。
- ・ 「テレビ受信者支援センター（仮称）」を速やかに都道府県域毎に設置し、地域住民からの個別具体的な相談に対する一元的な窓口とすること。
- ・ 地方公共団体への協力依頼にあたっては、一方的に、役割や責任、また、財政負担を課すことがないよう、十分な連携をとりながら進めること。

#### 5 第6章 経済弱者等への受信機普及について

- ・ 経済弱者への支援策については、関係機関との密接な連携を図りながら検討し、対応の際には、地方公共団体に財政的・人的な負担を求めないこと。
- ・ 経済弱者の負担の軽減を図るため、受信機購入だけでなく、アンテナ等の設備に係る経費についても支援の対象とすること。

#### 6 第7章（1）中継局の整備促進（2）辺地共聴施設の改修・整備促進について

- ・ 平成22年12月末までに辺地共聴施設の改修を完了するためには、中継局の整備を前倒して進める必要があることから、中継局整備の加速化を促進すること。

#### 7 第7章（3）受信障害対策共聴施設の改修促進について

- ・ 受信障害対策共聴施設の改修促進にあたっては、調査・改修等の実施主体や費用負担について明確にした上で周知広報を行うとともに、改修が困難な施設についてのデジタル化の推進方策を早急に示すこと。

#### 8 第7章（8）離島等特殊な地域への対応について

- ・ 離島等条件不利地域への伝送路確保にあたっては、民間通信事業者の施設の維持運用にかかる経費に対して、財政支援措置及び税制上の優遇措置について検討すること。

#### 9 第7章（9）衛星によるセーフティネットについて

- ・ 地上放送のデジタル化は地上系ネットワークの整備により実現されるべきであるが、暫定的・緊急避難的措置として、やむをえず「衛星によるセーフティネット」を実施するにあたっては、生活情報や緊急災害情報など住民が必要とする地域の情報を提供する手段や、セーフティネット期間終了までの地上系ネットワークへの移行計画について、整備の時期や方法を明らかにするとともに、対象となる各世帯に対しては、国および放送事業者の責務において説明すること。
- ・ 衛星によるセーフティネットの実施にあたっては、視聴料等の負担について利用する視聴者に求めないこと。

10 第9章(6) アナログ放送終了手順の告知及びリハーサル実施の検討について

- ・ 特定の地域においてアナログ放送を一時的に停止するリハーサルを実施した上で、アナログ放送終了時の混乱を回避する施策を講じること。